

「女性差別撤廃条約」選択議定書の批准を求める意見書

1979年の第34回国連総会において、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、日本がこの条約を1985年に批准してから38年余りが経過した。

条約の実効性を高めるため、1999年に「女性差別撤廃条約」選択議定書が国連で採択され、締結国のうち115カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

今年（2023年）発表の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は146カ国中125位と主要7カ国では最下位のままである。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、学校の休業や保育所の休園、非正規雇用職員の雇い止めなど、特に女性の雇用や所得に与えた影響は大きい。

このような中、令和2年11月に男女共同参画会議から内閣総理大臣に対し答申された「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」では、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。また、国会審議でも、外務大臣が選択議定書の「早期締結に向けて真剣に進めている」「検討を加速する」と述べ、前進の期待が広がっている。

よって、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、「女性差別撤廃条約」の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月20日

衆議院議長 様 ほか

魚津市議会